

学校感染症による出席停止について

学校において予防すべき疾病については「学校感染症」として定められており、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。これは、医師の指示のもと十分に静養するとともに、感染拡大を防ぐための措置です。

医師から他の生徒への感染のおそれなくなり、登校できるという許可がでましたら、「学校感染症治癒報告書」に記入していただき、担任に提出をしてください。

【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準】

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ		治療するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	

切り取り線

学校感染症治癒報告書

広島県立祇園北高等学校長 様

年 組 番 氏名

疾患名 : _____

期 間 : 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日まで

上記の理由で加療していましたが、感染のおそれもなく集団生活ができる状態になりました。

平成 年 月 日

医療機関名

医 師 名 _____ 印